

第8回太子町農業委員会総会議事録

令和6年8月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和6年8月21日(水) 午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(13名)

- 1 番委員 赤松 光男
- 2 番委員 前田 俊春
- 3 番委員 新 多恵
- 4 番委員 大西 正美
- 5 番委員 山田 幸雄
- 7 番委員 塚本 芳文
- 8 番委員 朝生 憲敏
- 9 番委員 倉橋 輝明
- 10 番委員 塚原 栄一
- 11 番委員 檜皮 由美
- 12 番委員 長谷川 秀人
- 13 番委員 松本 雅邦
- 14 番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員(7名)

- 北川 智一
- 首藤 俊彦
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 菅原 清隆
- 玉田 隆良
- 森川 明久

欠席委員 農地利用最適化推進委員(1名)

- 6 番委員 森川 徹夫

農業委員会事務局職員

- 事務局員 横田 大輔
- 事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第8回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員13名、推進委員7名です。太子町農業委員会会議規則第6条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第8回農業委員会総会を開会します。

議長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、3番新多恵委員及び4番大西正美委員を指名します。

議長 今月の報告事項は3件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3条申請2件、5条申請が2件、農用地利用集積計画の決定について、となります。

議長 まず、3条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：58、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町太田■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：122㎡、太田■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,207㎡、太田字落久保1873番1、登記地目：田、現況地目：田、面積：923㎡、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっています。

譲受人は太子町内で自作地と借入地6,749㎡の農地を所有しており、水稻を中心に耕作されています。耕作機械については、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機各1台を所有されています。また年間従事日数についても、200日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上となります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

佐々木委員 申請地の3筆は、サンスイミングスクールから、南西へ約400mのところに位置します。

譲渡人の■■■■■さんは川島に住んでおられ、ご高齢になられ、所有する農地のうち、既に利用権設定により、譲受人の■■■■■さんに貸している太田■■■■■と■■■■■をこのたび所有権ごと移転する話でまとまり、また、太田■■■■■

の畑も今後、さんが耕作していくことが難しいため、併せて売買することとなり、今回の3条申請に至ったとのことでした。

譲受人のさんは約7,000㎡の農地を、奥さんと息子さん夫婦の4人で耕作されており、耕作機械についても揃っております。

申請地の太田の畑では野菜を、太田とでは、引き続き、水稻をしていく予定とのことですので所有権移転後もしっかり耕作されるかと思えます。

以上のことから、本案件について、何ら問題ないと思われますので、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：59、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町広坂、登記地目：田、現況地目：畑、面積：571㎡、太子町広坂、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：145㎡、太子町広坂、登記地目：田、現況地目：田、面積：485㎡、譲受人：、譲渡人：となっております。譲受人は太子町内で689㎡の農地を耕作されています。耕作機械については、耕耘機、田植機を各1台ずつ所有されています。また農作業従事日数についても、160日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上になります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

大西委員 申請地は、やがある辺りで、広坂地区の一番東の少し南のところに位置します。

申請面積は1,201㎡で、申請農地の筆数は3筆です。申請人のさんは、をされていましたが、長男に社長を譲って、所有する農地で野菜

を栽培されております。

それで、事務局より説明がありましたように 689 m²を自己で所有しており、野菜、いちじく、柿、それからナツメなどを植えられております。申請地は譲受人の自宅から近くで、取得後は山椒を栽培したいとのことです。

耕作機械はトラクターと田植え機を所有しており、今後は山椒の穴掘りのため、ユンボを購入予定です。山椒栽培は農薬や除草剤を一切使わず、年 3 回に肥料として鶏糞を使うのみで、悪臭や除草剤被害はなく、近隣の土地への影響はありません。

以上のことから、本案件について、問題はないと思いますので、審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：60、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 5 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町上太田■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,189 m²、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■、転用目的：公民館用敷地となっています。

申請地は第 1 種農地と判定される見込みですが、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の転用については、例外的に認められています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

森川明久委員 申請地は上太田地区の集落の南で、大津茂川沿いに位置しています。

現在の公民館は、申請地から南に 150m のところにありますが、民家に挟まれ、狭小であり、築 40 年ぐらい経ち、老朽化しており、防火上、消防署からも指摘を受けておりました。

今回の公民館移設について、譲渡人である■■■さんのお父さんにあたる■■■さんは生前にこの土地を上太田のために役立ててほしいと言われていたそうです。

近隣農地への影響については、申請地の南側に一軒民家があり、その南側に水田がありますが、西側の水路から、パイプを通して水を確保できるようされていますので、影響はありません。

以上のことから、何ら問題ないと考えますので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

檜皮委員 現在の公民館は川に隣接していて、防災上、消防署から指摘があったということですが、新しく建てる場所も川沿いですが、問題ないですか。

森川明久委員 現在の公民館は民家の間にあたりして、すぐに避難できない状況になっていますが、新しく建てる申請地は、十分な敷地があるので、問題ありません。

事務局 本申請については、現公民館の老朽化によるもので、防火面でも消防署より指摘があったとのことですが、新たな建設地では、防火面についても問題ないことを確認しています。

松本委員 申請地は農用区域域ではないのですか。除外しなくてもよいのですか。

事務局 申請地は農用区域域外のため、除外手続きは不要です。また、申請地は 10ha 以上農地が広がっているところに位置するため、1 種農地と判定される見込みです。1 種農地は原則転用不可ですが、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の転用については、例外的に認められています。公民館はその施設に該当するため、転用が見込めます。

議 長 他に質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長

賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号：61、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法5条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町老原[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,074 m²、太子町老原[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：601 m²、譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]、転用目的：露天資材置場及び露天駐車場用敷地となっています。

申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地のため、第1種農地と判定される見込みですが、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない場合の転用については、例外的に認められています。なお、転用目的が露天資材置場及び露天駐車場用敷地であるため、都市計画法等の手続きは不要です。事務局からの説明は以上となります。

議 長

担当委員は説明をお願いします。

松本委員

申請地は老原にある老林神社の東に位置し、[REDACTED]の隣接地になります。申請地の農地は、[REDACTED]が委託を受け、管理しています。

譲渡人の[REDACTED]さんは老原出身ですが、東京に住んでおり、老原の家に時々帰ってきたりしていましたが、今後はもう東京に定住するということで、老原に所有する全ての土地を処分したいとのことで、不動産会社に相談されました。

申請地は、今年の4月の農業委員会総会で、太子農業振興地域整備計画の変更ということで、農用地区域から除外することについて認められた土地です。譲受人の[REDACTED]さんですが、現在従業員がパートで約70名です。最初は小さな鉄工所でしたが、かなり大きくなりました。現在駐車場としては、会社の西側に確保されていますが、地権者との契約満了に伴い、駐車場スペースを他に確保する必要があります。

今後も業務拡大のために従業員をさらに増やして、さらに資材置き場も必要ということで、会社の目の前の土地を購入したいということで[REDACTED]さんと売買が成立したとのことです。

既に農用地区から除外された田であるし、周辺地域農業の効率化、総合的な利用に支障がないことも確認でき、自治会長、水利代表、隣接農地所有者の同意が得られているということから、転用許可の基準を満たしていると思われます。

以上のことから、よろしくご審議願います。

議 長

ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
続きまして、農用地利用集積計画の決定について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：62、農用地利用集積計画の策定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。太子町長より令和6年6月28日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

申請総数：21筆、20,913㎡、権利種別：使用借権21筆、20,913㎡、利用権の設定：新規21筆、20,913㎡、設定期間：10年21筆、20,913㎡です。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上となります。

議 長 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、農用地利用集積計画を原案どおり決定することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、決定します。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
これをもちまして、第8回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田 俊春

議事録署名委員

(3 番新多恵委員)

新 多 恵

議事録署名委員

(4 番大西正美委員)

大西 正美